

令和4年10月12日

決算特別委員会（令和3年度決算）

公営企業決算審査意見書概要説明資料

神奈川県監査委員

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の実施内容	1
第5	審査の結果	2
1	決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性について	2
2	企業経済性の発揮及び公共福祉の増進について	2
3	経営について	3

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 5 月 31 日付けで提出があった令和 3 年度神奈川県公営企業決算及び関係書類について審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和 4 年 8 月 26 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	小	島	健	一
同	作	山	ゆう	すけ

※ 地方公営企業法(抄)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

第 1 審査の種類

決算審査（公営企業決算）

第 2 審査の対象

令和 3 年度公営企業決算審査の対象は次のとおりである。

神奈川県水道事業

神奈川県電気事業

神奈川県公営企業資金等運用事業

神奈川県相模川総合開発共同事業

神奈川県酒匂川総合開発事業

神奈川県流域下水道事業

第 3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

第 4 審査の実施内容

審査は、知事から提出された公営企業決算及び関係書類について、次の点を主眼として行った。

- ① 決算書及び決算諸表について、計数は正確で、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているか
- ② 事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか
- ③ 経営について意見書に記載すべきことはないか

審査に当たっては、提出された決算書等とそれぞれの関係諸帳簿及び証書類とを照合し、関係職員に説明を求めるとともに、財務監査（定期監査）、例月出納検査等の結果を踏まえ慎重に行った。

第5 審査の結果

1 決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性について

令和3年度の水道事業ほか5事業の決算書及び決算諸表について、審査した限りにおいて、計数は正確なものであり、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているものと認められた。

2 企業経済性の発揮及び公共福祉の増進について

(1) 水道事業

- ・ 企業庁では、平成31年3月に「神奈川県営水道事業経営計画」を策定し、令和元年度から令和5年度までの5年間における具体的な取組と目標を明確にして、計画的に事業運営を行っている。
- ・ 令和3年度は計画期間の中間年となることから、計画期間後半の取組を効果的に進めるため、経営計画全体の間時点検を実施している。
- ・ 中間点検の結果は令和4年3月に公表されており、主要事業の取組状況として、「国際社会への貢献」については「遅れ」と評価されたものの、残りの13事業については「順調」と評価されており、また、設定された8つの数値目標についても全て達成可能と見込まれるとされている。
- ・ 財政収支見通しについては、令和2年度末における資金残高は173億円となり計画額（121億円）を上回ることとなったものの、財政収支見通し検証後の資金残高については、令和5年度末で25億円とされており計画額（54億円）を大幅に下回る見込みとなっている。
- ・ 「神奈川県営水道事業経営計画」の目標達成に向けて、更なる事業運営の工夫を図りながら主要事業を着実に進めていくとともに、将来にわたって安全で良質な水を安定的に供給していくため、効率的な事業運営に努めることはもとより、施設整備や水道料金のあり方等についての神奈川県営水道事業審議会での審議内容も踏まえつつ、必要な財源対策を検討していくことが重要である。

(2) 公営企業資金等運用事業

- ・ 地域振興施設等整備事業（自主事業）として整備したプロミティふちのベビルについて、一般財団法人かながわ水・エネルギーサービスを運営主体とし、同法人に一括して貸付けを行っている。
- ・ 令和2年度には、監査委員の意見を踏まえて、同法人に対する貸付料を増額しているところであるが、当初見込んでいた貸付料の水準とは相当な開きがあり、本事業における採算性は依然として厳しい状況にある。
- ・ 企業庁は、今後の維持管理や設備更新計画策定の参考とするため、平成30年度に老朽度診断調査業務を、また、今後の経営判断の参考とするため、令和2年度にプロミティふちのベビルの売却可能性調査業務をそれぞれ委託して実施したところであるが、プロミティふちのベビルの今後の経営について、これらの調査結果等に基づき具体的な方向性を示しておらず、採算性が依然として厳しい状況にある中で、調査結果が有効に活用されているとはいえない。
- ・ これらの調査結果を有効に活用するなどして、今後のビル経営のあり方を抜本的に見直すことも含め、速やかに検討する必要がある。

(3) 流域下水道事業

- ・ 国土交通省は、被災時のリスクの高い下水道施設について、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画を令和3年度までに策定し、順次耐水化を進めるよう各都道府県等に要請している。
- ・ 県は、令和4年3月に神奈川県耐水化計画を策定し、四之宮水再生センター、扇町水再生センター及び東豊田ポンプ場を対象施設とするとともに、浸水による機能停止の発生可能性や機能停止が起きた際の影響度を踏まえ、対策箇所の優先順位を設定するなどしており、この優先順位に基づき、令和4年度に、四之宮水再生センターの耐水化に係る工事に着手した後、扇町水再生センター及び東豊田ポンプ場の耐水化に係る設計及び工事を行い、5年程度でこれら3施設の耐水化工事を完了させる予定であるとしている。
- ・ 下水道は、他のライフラインのような代替手段がなく、使用を制限することが極めて困難な施設であることから、豪雨等による水害の被害を最小限に抑えるため、神奈川県耐水化計画に基づき、下水道施設の耐水化を着実に進めていく必要がある。

3 経営について

- ・ 6事業のうち、受託事業である相模川総合開発共同事業及び酒匂川総合開発事業の2事業は、いずれも受託収入により実施しているものであり、損益は生じない。
- ・ 今後とも維持管理費の節減に取り組むとともに、効率的な経営に努める必要がある。

その他の4事業については、次のとおり経営に関する意見がある。

(1) 水道事業

- ・ 今後の経営環境は、水需要の減少に伴い、水道料金収入の減少傾向が続くと見込まれる中、大規模地震に備えて水道施設の耐震化等の災害対策を推進する必要があることや、施設の老朽化に伴い更新費用の増大が想定され、厳しい状況が続くと考えられる。
- ・ 県、横浜市、川崎市、横須賀市の各水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団の5事業者が連携し、水道システムの再構築に向けて継続して検討を進めており、寒川浄水場など3浄水場を廃止し、5事業者全体で8浄水場への再編が最適な施設配置であることを確認している。
- ・ 一層の業務の効率化を図りつつ、効率的な事業運営を行うことで経費削減に取り組むとともに、5事業者が目指す最適な施設配置も念頭におきつつ、水需要の減少に応じた施設のダウンサイジングや統廃合を行いながら、計画的に施設の更新を進め、適切な補修・維持管理や長寿命化等、中長期的な視点に立った管理運営を通じ、更なる経営改善に努めるほか、5事業者が目指す最適な施設配置に向けて、他の事業者と共に種々の検討を着実に進めていく必要がある。

(2) 電気事業

- ・ 水力発電においては、平成 21 年度から令和 5 年度までの 15 年間、発電した電力のほぼ全てを東京電力株式会社に売電する内容の電力受給基本契約を締結している。
- ・ 企業庁は、電力受給基本契約終了後の令和 6 年度以降の収入の一部を確実に確保するため、令和 2 年度に開設された容量市場へ毎年度参加することとしており、令和 3 年度においては、令和 7 年度を対象とするメインオークションに応札し、電力広域的運営推進機関と容量確保契約を締結している。
- ・ 容量市場を除いた令和 6 年度以降の売電契約については、相対契約による方法と電力市場を活用する方法とがあるが、純揚水式発電所である城山発電所については、東京電力パワーグリッド株式会社から発電要請があった場合に限り発電を行っており、電力市場での取引では十分な収入が見込めないことが判明している。
- ・ 企業庁は、令和 3 年度に、小売電気事業者との相対契約を想定し、小売電気事業者から電気の調達に対する考え方を聴取するため、公募型の意見交換(サウンディング型市場調査)を実施したところ、複数の小売電気事業者が城山発電所の調整力を含めて電力調達をする意向があることを示していた。
- ・ 企業庁では、令和 4 年度末までには、令和 6 年度以降の新たな売電方法を決定する予定と
していることから、上記の調査結果等も踏まえ、より多くの収入を確保できる最適な売電方
法の決定に向けて早急に検討を進める必要がある。

(3) 公営企業資金等運用事業

- ・ 令和 3 年度は、長期貸付金の年度末残高は前年度に比べて 35 億 8,693 万余円増加しているが、貸付金の利息収入は、前年度に比べて 237 万余円減少している。
- ・ 預金の利息収入についても、前年度に比べて 64 万余円減少している。
- ・ 公営企業で既往に生じた余剰資金を運用する本事業は、金利の影響を大きく受けることか
ら、今後も金融政策や金利動向を注視しつつ、適切かつ効率的な運用に一層留意する必要が
ある。

(4) 流域下水道事業

ア 経営状況

- ・ 流域下水道事業では、流域関連市町からの市町負担金等を、県と流域関連市町との協議等により、流域下水道の維持管理に要する費用に応じた収益としているため損益は生じない。
- ・ 流域下水道事業は、施設の老朽化に伴う改築更新等により、事業費や業務量の増大が見込
まれる中、人口減少等に伴う使用料収入等の減少や経験豊富な職員の退職等により、事業
運営の厳しさが増すことが懸念されていることから、将来にわたり安定的に事業を継続し
ていくため、こうした財源・人材・施設に関する経営面の課題に着実に取り組んでいく必要
がある。

イ 流域下水道事業における資本費の負担状況

- ・ 流域下水道施設の資本費（減価償却費、支払利息等（公営企業会計移行前においては県債の元利償還金））については、従来、流域下水道施設の改築の場合には、流域関連市町が国費を除く建設費の3分の2を負担することにより資本費相当分を前倒しで負担していたが、流域下水道施設の新設の場合には、県がその全額を負担しており、流域関連市町は負担していなかった。
- ・ 県では、流域下水道事業における受益者負担の明確化を求める動きがあることを踏まえ、流域関連市町との協議等により、令和3年度から、令和2年度以降に行われる施設の新設に係る資本費の30%を流域関連市町の維持管理負担金に含めることとし、県の一般財源による負担が行われないことになった。
- ・ 令和元年度以前の流域下水道施設の新設に係る資本費については、流域関連市町の下水道経営に与える影響を考慮し、これまで同様、一般会計からの繰入れにより県による全額負担を継続することとなり、今後も流域関連市町以外の住民の負担が含まれる県の一般財源による多額の負担が継続することになる。
- ・ 県では、こうした状況を含め、公営企業会計移行後の流域下水道事業における県や流域関連市町における費用負担等の状況について、必要な情報を十分に提供しているとはいえない状況にあることから、流域下水道事業における費用負担等の見える化を推進し、ホームページ等を活用して積極的に情報提供を行うなど、県民への説明責任を適切に果たしていく必要がある。

ウ 流域関連市町における建設給与費・事務費の負担

- ・ 県では、従来、建設給与費・事務費（流域下水道の建設事業を行うために必要な県職員の人件費及び物件費（職員旅費、賃借料、消耗品等））について、一般会計からの繰入れにより全額を負担してきたが、平成30年度以降、下水道事業の独立採算の原則や下水道法第31条の2の規定の趣旨に基づき、応益負担の観点から流域関連市町に建設給与費・事務費の負担を求めるための協議を行ってきた。
- ・ これまで流域関連市町との協議が整わず、公営企業会計移行後の令和2年度及び令和3年度においても、県は、一般会計からの繰入れにより、建設給与費・事務費の全額（計約10億円）を負担している状況にある。
- ・ 流域関連市町以外の住民の負担が含まれる県の一般財源による負担が継続している状況を踏まえ、流域関連市町に対して建設給与費・事務費の負担の必要性を丁寧に説明していくとともに、協議の速やかな成立に向けて着実に取り組んでいくことが重要である。